

陳 情 書

(陳情事項)

- 1 粕江市役所に加えて、関係機関及びこれらの出先機関等の庁舎における市旗、都旗及び国旗の総ての掲揚を求める。

(陳情理由)

- 1 民主主義、国及び地方公共団体の象徴である国旗、都旗及び市旗の総てを、官公庁の庁舎に加えて議場その他の施設等に掲揚するのは、むしろ、民主主義の場として当然のことである。
- 2 また、国旗、都旗及び市旗の総てを掲揚することは、国、都及び市の連帯感その他の士気を高め、これを維持する上でも必要である。
- 3 1 を拒絶することは、民主主義を否定することにもなる。
- 4 厳正公正たる官公庁における儀式としての要素も強い議会定例会の開会及び閉会にあっては、学校等の各種教育機関の例に倣って、国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱をすべくものと思料される。
- 5 4 の拒絶は、「君が代起立斉唱拒否事件」に対する最高裁判所第二小法廷による平成 23 年 5 月 30 日付の判決を勘案しても、服務上の規律違反にも該当するのであって、思想及び言論の自由の範疇を超越している。